

平成 24 年 3 月 23 日

日本医学会分科会御中

日本医学会

石綿健康被害救済制度等の周知について

平素より本会事業推進につきまして、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、標記について、本職宛に厚生労働省労働基準局他より分科会への周知依頼（平成 24 年 3 月 21 日付）がありました。

「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」が、平成 23 年 8 月 30 日に公布、同日から施行されたことから、厚生労働省では石綿による健康被害を受けた方及びご遺族が必要な給付を速やかに請求できるよう、パンフレットを作成したとのことでございます。

なお、制度についての詳細は厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）でご覧になれます。

追記：

ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）手順は、次のとおりです。

1. 「クローズアップ厚生労働省」→雇用・労働「アスベスト（石綿）」